

防災基本計画の修正について

1. 修正の方針

以下の事項や最近の災害の教訓を踏まえ、防災基本計画の修正を行う。

- 災害対策基本法の改正（平成25年6月）
- 大規模災害からの復興に関する法律の制定（平成25年6月）
- 原子力規制委員会における検討

2. 主な修正内容(案)

- (1) 災害対策基本法の改正、大規模災害からの復興に関する法律の制定を受けた大規模災害への対策強化
 - 防災の基本理念の明確化
 - 大規模広域災害に対する即応力強化（対処基本方針の作成、国による応援・応急措置の代行）
 - 住民等の円滑かつ安全な避難の確保（指定緊急避難場所の指定、避難行動要支援者名簿の作成・活用）
 - 被災者保護対策の改善（指定避難所の指定、罹災証明書の交付、被災者台帳の作成）
 - 平素からの防災への取組の強化（行政と企業の協定締結促進、地区防災計画の作成）
 - 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興
（復興の基本理念の明確化、復興本部、復興計画による総合的・計画的な復興）
- (2) 原子力災害への対策強化
 - 原子力災害対策重点区域における防護措置の実施
 - 緊急事態の区分の設定
 - 運用上の介入レベル（放射線量に応じた避難等の応急対策）の設定
 - 緊急時モニタリング体制の見直し
 - 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備
- (3) その他
 - 構成の見直し
 - 最近の災害の教訓を踏まえた見直し（避難勧告の判断基準の明確化、外国人旅行者等の避難誘導體制の構築）

3. 今後のスケジュール

26年1月 中央防災会議において修正予定

(参考)防災基本計画について

- 防災基本計画は、災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する計画で、防災業務計画や地域防災計画の基本となるもの
- 指定行政機関・指定公共機関は防災業務計画を、都道府県・市町村防災会議は地域防災計画を作成

